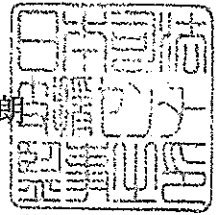


平成 24 年 6 月 28 日

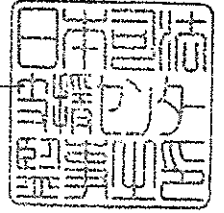
日本司法支援センター
理事長 梶谷 剛 殿

日本司法支援センター

監事 羽 田 悦 朗



監事 藤 原 藤



平成 23 年度監事監査の結果について

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づき実施した平成 23 年度監事監査について、同規程第 10 条第 1 項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

別紙

平成 23 年度監事監査結果報告書

第 1 監査の種類

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

第 3 監査対象期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

第 5 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 8 条に基く監査報告書等を含む。）の点検、本部並びに地方事務所等の職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についてもおおむね問題はなく、業務の運営・執行は適正かつ効率的に、また、会計処理は適正に行われていると認める。

第6 要望事項

民事扶助事業における立替金債権の管理・回収については、本部及び各地方事務所の様々な取り組みにより、相当の成果が上がっていることが認められるが、回収のための取り組みは地方事務所によってかなりのバラツキがあり、償還が遅滞している立替金債権がなお相当額存在していることに鑑みて、コスト面での合理性に配慮しつつも、国民に説明して納得が得られる程度の管理・回収を実現するために、次の事項を検討することが望まれる。

- (1) 本部と地方事務所の効率的な役割分担を考慮した上で、債権回収手続における公平性の観点から、全国で統一的に実施されるべき効果的な債権回収方策をルール化すること。
- (2) 償還が遅滞している立替金債権について、本部と地方事務所の効率的な役割分担を考慮した上で、債務者の現況及び債権回収の可能性をできるだけ的確に把握し、回収可能と認められる債権については、債権回収における公平性の観点から、これを放置することなく、これまで以上に効果的な方法で債権回収に取り組み、回収が困難であると認められる債権については、適正な基準に基づく償却を含め適切に処理すること。

以上